

国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則</p> <p>第1条～第8条 省 略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第9条 センターの事業の運営のため、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1)～(6) 省 略 2～3 省 略</p> <p>第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 所長 (2) 医師又はカウンセラーである専任教員 (3) 工学府及び農学府から選出された教授、准教授又は講師 各4人 (4) 連合農学研究科から選出された本学の教授、准教授又は講師 1人 (5) 生物システム応用科学府から選出された教授、准教授又は講師 1人 (6) 学務部長及び総務部長</p> <p>第11条 前条第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げないものとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第12条 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。 2～6 省 略</p> <p>(分室)</p> <p>第13条 センターに、小金井分室を置く。</p> <p>第14条～第15条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則</p> <p>第1条～第8条 省 略 (現行どおり)</p> <p>(施設)</p> <p>第9条 <u>センターの施設を、府中地区及び小金井地区に置く。</u> 2 <u>府中地区のセンターを府中保健管理センターとし、小金井地区のセンターを小金井保健管理センターとする。</u></p> <p>(運営委員会)</p> <p>第10条 センターの事業の運営のため、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1)～(6) 省 略 (現行どおり) 2～3 省 略 (現行どおり)</p> <p>第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 所長 (2) 医師又はカウンセラーである専任教員 (3) 工学府及び農学府から選出された教授、准教授又は講師 各4人 (4) 連合農学研究科から選出された本学の教授、准教授又は講師 1人 (5) 生物システム応用科学府から選出された教授、准教授又は講師 1人 (6) 学務部長及び総務部長 (7) <u>その他運営委員会が必要と認める者</u></p> <p>第12条 前条第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げないものとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第13条 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。 2～6 省 略 (現行どおり)</p> <p>第14条～第15条 省 略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省 略 (現行どおり)</p> <p><u>附 則 (24保規則第1号)</u> <u>この規則は、平成24年10月1日から施行する。</u></p>	